

午前10時開会

**○烏野隆生議長**

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

**○高井哲也事務局長**

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名です。なお、欠席届のありました議員は1名です。

以上で報告を終わります。

**○烏野隆生議長**

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から2番永野議員、3番藤原議員を指名します。

次に、6月24日の高比良議員の総括質問に関して発言取消しの留保を行いました。後日、会議録を確認した結果、発言取消しに該当する発言がなかったことを報告いたします。

次に、諸般の報告に入ります。

6月23日に提出されておりました議案第60号教育委員会の委員任命につき同意を求めるについて、御配付しておりますとおり市長から撤回の申出があり、これを許可しましたので御報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

**○烏野隆生議長**

これより日程に入ります。

各常任委員会に付託しておりました議案の審査がそれぞれ終了した旨の報告がありましたので、この際、各議案を議題に供し、関係各委員長の報告を求め、本会議における審議を続行します。

まず、日程第1、議案第40号から日程第5、議案第44号までの5件、日程第6、議案第46号から日程第18、議案第58号までの13件を合わせた、以上18件を一括議題とします。

本各件について、まず、総務常任委員長の報告を求めます。西田委員長。

(西田武史委員長登壇)

**○17番 西田武史議員**

御指名によりまして、総務常任委員会における付託議案の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第40号、議案第42号から議案第44号までの3件、議案第46号、議案第51号及び議案第56号から議案第58号までの3件を合わせました、以上9件でありまして、去る7月1日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、総務常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

**○烏野隆生議長**

次に、文教民生常任委員長の報告を求めます。殿本委員長。

(殿本マリ子委員長登壇)

**○10番 殿本マリ子議員**

御指名によりまして、文教民生常任委員会における付託議案のうち、議案第41号の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

去る6月27日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、文教民生常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

**○烏野隆生議長**

次に、事業常任委員長の報告を求めます。末原委員長。

(末原佳一委員長登壇)

**○18番 束原佳一議員**

御指名によりまして、事業常任委員会における付託議案の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第47号から議案第50号までの4件及び議案第55号を合わせました、以上5件でありまして、去る6月30日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、事業常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

**○烏野隆生議長**

次に、予算常任委員長の報告を求めます。  
米田委員長。

(米田貴志委員長登壇)

**○20番 米田貴志議員**

御指名によりまして、予算常任委員会における付託議案の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

本委員会に付託されました事件は議案第52号から議案第54号までの3件でありまして、昨日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第でございます。

以上、誠に簡単でございますが、予算常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

**○烏野隆生議長**

ただいまの各委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

質疑なしと認めます。  
討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

(5番 高比良正明議員登壇)

**○5番 高比良正明議員**

おはようございます。高比良正明です。

議案第40号岸和田市長の政治倫理に関する条例の制定について及び議案第52号令和7年度岸和田市一般会計補正予算(第1号)の2つについて、賛成討論を行います。

まず、市長倫理条例では、これまでの経緯から話しますと、永野前市長が公営を全てなくすとの考えから、2019年3月4日の施政方針説明で、市立幼稚園・保育所の認定こども園化と民営化を進めると言明し、2020年3月19日、2020年度一般会計予算案から民間への再編計画を削除する予算案が議会に修正可決されました。しかし、2022年2月18日には岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画【前期計画】が発表され、同年2月16日には、その後府営岸和田大町住宅跡地に建設された第2八木こども園について、前市長の父親が理事長を務め、前市長も勤務していた社会福祉法人阪南福祉事業会が設置運営事業者となったことに起因します。

これを受けて市民からも、息子である前市長が市立幼稚園や保育園を、市民の反対を押し切るような形で廃止しておきながら、新たに設置された代替施設を父親が代表を務める法人が運営するのはおかしいとの声があったことから、議会同様の市長倫理条例制定へ向かったものです。

条例案については、2023年7月、私は14条からなるものを議会及び永野前市長に提示しています。議会は市長本人から提起させるべしと前市長に言い渡しましたが、いつまでも放置していたので、私が2024年2月21日の本会議で質問すると、秋頃に議会で提案できるように進めているとの答弁で

した。それがさらに遅れて、今になってやっと上程されているものです。

時間をかけた分、すばらしいものになっているのかと思えば、2009年制定の岸和田市議会議員政治倫理条例の焼き直しであり、1995年制定の政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例のブラッシュアップすら同時に上程されるわけではなく、30年前の化石を今になって棚卸ししてきたにすぎません。これでは、電子マネーで1億円を業者からもらったとしても公開されないわけです。

また、前文においても、私の案では、市長が市民全体の奉仕者として、またその倫理性を自覚し、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使することによって、いかなる報酬も受領しないことを市民に宣言するとともに、市長が高潔性を自ら進んで市民に実証し、また市民が市長の高潔性について判断できるよう、まさに市長の提唱する市政正常化と信頼回復を先取りしていますが、本案でそのような覚悟は見受けられません。

さらに、市長関係者は1親等とされていますが、生活保護申請者には3親等に問合せを行うことと比較すれば、市民に厳しく自分に甘いと見えますし、この姿勢は、本議会で選択的夫婦別姓制度において、困っている人がいるにもかかわらず、少数者の困り事を薄めるかのごとく法務省アンケートを答弁で持ち出し、生理用品の学校配置では、困っている当事者の子供ではなく、施行者の教員に聞くような答弁でも明らかとなっています。

私の案の各条文と照合すれば、まだまだ問題はあり、本来であれば反対するところではあるものの、まずは条例を策定した上で、どれだけその条例を超える高潔さをもって市政回復を行うのかを見定めるため、

今回は賛成といたします。

次に、補正予算案に移ります。

本予算案は、肉づけ予算のうち新規予算として加味されたものは学校給食の無償化、牛ノロ公園運動広場の改修費、庁舎内トイレ改修が主な項目となっています。逆に言えば、肉づけ予算である21億452万3000円のほとんどは永野予算を踏襲したものであり、これこそ私が本年3月27日は議会、同年6月24日には市長に対して引き算を学び直すよう指示した論点です。

市長においては、毎年60億円の埋蔵金、100億円の基金と、選挙チラシを利用して虚偽の金額をあたかも自由に使えるかのごとく大言壮語していましたが、今回の21億円でその罪状が明らかになったものです。しかも、牛ノロ公園運動広場の改修及び学校給食費無償化については、公約のための牽強付会な案と言うしかありません。

後者は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を4分の3も使うほどですから、国から給食費無償化の財源が支給されなければ、来年度は再度給食費を保護者から頂戴せざるを得ないわけで、これは生理用品を図書館及び学校トイレへ一時的に設置しながらも引き上げる、つまり、サービスを開始して子供たちを喜ばせておきながら、奈落の底へ突き落とす、精神的にダメージを与えるための手法とするための手の込んだ子供たちへの嫌がらせです。

戦後も人命より金が尊いのだと、見殺しを続けてきた政府ですら今国会で自殺対策基本法の改正を成立させていますから、その上に行く、昨年過去最多となった529人もの自死した子供の命を軽んじる仕打ちとなります。

トイレ改修については、既に1階トイレについて寄附を頂戴して改装したと市長が知らないはずはなく、ならば、市長として

は、同様に寄附を集めてこそ職責を果たすのであり、本年6月1日の信太山駐屯地創立68周年記念行事に近隣市長だけでなく石川博崇防衛大臣政務官も参加していたところ、銃口を市民に向ける軍人への反旗の意味かは知りませんが、本市は正副市長ともに参列していない。一方、他の催事には喜んで参加し、挨拶の様子に子供たちからもバイナダー市長とあだ名がついているようですので……。

**○烏野隆生議長**

高比良議員、議案に関する発言でしてください。

**○5番 高比良正明議員**

はい。市長交際費で出席している各種懇親会においても熱心に名刺を配り歩いている成果を寄附集めとして見せるべきでした。

そして、環境への配慮と言いたいのであれば、販売されなくなる蛍光灯の代わりにLED導入を、さも環境政策だとうそぶくことや、各課で電気自動車を今さら購入したり、集客装置としてコンビニにも設置されている充電器を今さら設置したりするのではなく、2年間にわたる予算要求を却下している給食残渣の生分解処理機購入を提起すべきでした。

ほかにも、廃止ありきの岸和田市立幼稚園閉園基準等検討審議会に係る費用など問題点はあるものの、大枠として住民サービスの観点から組まれた予算であるため、賛成いたします。

**○烏野隆生議長**

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

討論なしと認めます。

これより、議案第40号から議案第44号までの5件、議案第46号から議案第58号まで

の13件を合わせた、以上18件を一括採決します。

本各件について、各委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。本各件は、各委員長の報告のとおり、原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

御異議なしと認めます。よって、本各件は原案のとおり可決されました。

**○烏野隆生議長**

次に、日程第19、議案第45号岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、文教民生常任委員長の報告を求めます。殿本委員長。

(殿本マリ子委員長登壇)

**○10番 殿本マリ子議員**

御指名によりまして、文教民生常任委員会における付託議案のうち、議案第45号の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

去る6月27日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、賛成多数をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、文教民生常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

**○烏野隆生議長**

ただいまの委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

海老原議員。

(7番 海老原友子議員登壇)

○7番 海老原友子議員

発言の許可を頂きましたので、日本共産党を代表して、議案第45号岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正についてに対する反対討論を行います。

今年4月に本市初となる市立旭・太田こども園が開所となり、3か月がたちました。しかし、その検証もされることなく、議案第45号は、来年4月開所予定の(仮称)市立春木・大芝認定こども園の岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画【中期計画】を推し進め、大芝幼稚園を廃園にしようとするものです。

今年2月に大芝地域から請願書も提出されています。大芝地域から春木地域まで、朝夕通勤の車で混み合う狭い紀州街道を自転車や祖父母が送迎するのはとても危険であること、小学校に併設された幼稚園がなくなることの不安など、問題点が多く挙げられています。

もともと市内に34か所あった公立の幼稚園、保育所を統廃合し、たった6つの市立認定こども園にしようという岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画ですが、日本共産党は当初よりこの計画の見直しを求め、既存の公立保育所・幼稚園の建て替え存続を訴えてきました。

大芝幼稚園の存続とともに、再編個別計画は見直しも含め検証しながら進めることを切に訴え、議案第45号に反対するものです。議員の皆様の満場の御賛同をお願いします。

○烏野隆生議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本件に反対とみなしません。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。本件について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○烏野隆生議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○烏野隆生議長

次に、日程第20、議案第59号監査委員選任につき同意を求めるについてを上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました議案第59号監査委員選任につき同意を求めるについて、提案の理由を御説明申し上げます。

監査委員として藤本一善氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を賜りたく御提案申し上げた次第であります。何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○烏野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

本議案で同意を求められている監査委員の選任について、例えば職員であれば書類選考、筆記、面接等を経るわけで、本人選についても誰がどのように人選をしたのか、その過程を御教示ください。また、その人

選に当たっては、複数の候補者から選出されたものか御説明ください。

○烏野隆生議長

西村監査事務局長。

○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長

監査委員は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て選任するものとされております。本市監査委員の定数は3名であり、そのうち1名が去る5月16日付で、4年の任期満了により退職されました。それに伴いまして、新たな監査委員を選任いただくべく、4月の市長選挙後、市長に対し、代表監査委員からの依頼により事務局から市長へ申し入れ、候補者の選出を頂きました。今般、議会の御同意をお願いすることになったものでございます。

なお、候補者である藤本氏につきましては、市長への申入れをした際、直ちに御紹介していただきました。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

複数からも選ばれない、そして御指名により藤本さんだけが俎上に上がってきたということになりますけれども、監査委員の選任基準は、地方自治法第196条において、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者と定められていますが、候補者が当該基準を満たしているのでしょうか。また、何か資格を有しているのか、その選出理由を伺います。

○烏野隆生議長

市長。

○佐野英利市長

私は選任基準を踏まえて、地域との関わ

り、組織運営に関する経験をお持ちというところで、総合的に判断して適任者を選出いたしました。藤本氏は長年にわたり郵便局長として地域の中で信頼を得てきた方であり、組織運営、財務管理に関する実務経験も豊富で、監査委員として十分な見識と資質を備えていると判断したものであります。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

産業高校に行くまでもなく、簿記の3級というのは小学生でも持っている方がおられる資格ですけども、郵便局はたとえ都会の中央郵便局であっても、市役所の業務とは大きく異なります。では、郵便局長として得た経験、知識が地方公共団体の財務管理、事業の経営管理に関し優れた識見を有するとする根拠はどこにあるのでしょうか。これまでの経歴が監査業務にどのように通じているのでしょうか。市長とは郵便局長つながりと聞けば、市民の誰もが想像する縁故採用ではないのでしょうか。

○烏野隆生議長

市長。

○佐野英利市長

郵便局長は郵政事業の現場において人事、財務、業務運営など、多岐にわたる責任を担っており、特に地域の公共的機能の一端も担っております。藤本氏は、業務の透明性や効率性に配慮しながら組織を率いた経験があり、財務的観点や法令遵守意識にも優れた見識をお持ちであります。

また、地域金融機関や住民、事業者との関わりの中で公共性の高い視点を養われてきたと認識しております。それらの経験や知識などは、監査委員の職務遂行に役立つものと考えております。

候補者の選出に当たっては、職務遂行に

必要な見識、人格、経験に基づいて判断しております。藤本氏につきましては、監査委員の職責の重要性を十分認識した上で、監査委員としての職責を果たし得る人材としての選出でございます。

○烏野隆生議長

以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はありませんか。田中議員。

○9番 田中市子議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第59号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○烏野隆生議長

ただいまお聞きのとおり、田中議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、高比良議員。

(5番 高比良正明議員登壇)

○5番 高比良正明議員

高比良正明です。議案第59号監査委員選任につき同意を求めるについて、反対討論を行います。

本案は、質疑で明らかになったように、佐野市長が長く務めた郵便局長、しかも地域ボスに土地と建物を提供させて郵便の取扱い事業を委託する形で設置された特定郵便局長仲間に市の業務を任せることが、市長の掲げる市政正常化と信頼回復に合致するものかと根源的に問われている事案です。私には、旅行に行く仲間が一人行けなくなったから代わりに別の友人を誘うような感覚で、市の業務を藤本候補に依頼しているとしか見えません。

佐野市長は複数の特定郵便局を統括していたエリアマネージャーですが、それでも市の業務については素人で、今議会でも無知をさらけ出しています。同様に、藤本候補が市の業務を覚えるまでに何年かかるのか、またそこから監査の肝に気づくまでに任期期間の4年間を過ぎるのではないのでしょうか。役に就けば即戦力になるわけではないことは、行政経験のない1期目の議員が即戦力にならないとの周知の事実で証明済みです。

私は市民として行政監視を行っていただいたので、今でも情報公開、住民監査請求、行政訴訟などを実践したり学んだりしていますが、藤本候補はその経験もありません。それでは市民として本市をよくしたいとの気持ちがあるのか疑問です。

監査委員には炭鉱のカナリアの役目もあり、そこで鼻が利くためには経験が必要です。簿記や税理士などの資格もなく、経験、資質ともにならないならば、本市は学校のような学びを与えるために監査委員を藤本候補にさせるのでしょうか。それほど余裕があるならば、外部監査を依頼したり、既に廃止した議員の充て職にもう1回戻らせて学ばせたほうがよほど有意義ではないでしょうか。

また、この後、殿本議員からの賛成討論

では、よい人だとの話があるはずですが。私は人柄ではなく、監査委員として仕事ができることを担保できていないの1点で反対していますが、よい人柄を前面に出すならば監査には向かないことも指摘します。

藤本候補は、郵便局員として、2005年の郵政解散選挙時には独立採算で黒字として法人税率より高い利益の50%を国庫納付していると、今になって赤字によるサービスカットを押しつけてくる民営化に反対したのでしょうか。

配達を行っている日本郵便株式会社が本年6月25日、運送事業の許可を取り消されましたが、そもそも日本郵便は2019年末に総務省の行政指導を受けるまで、不祥事の公表は大部分を隠蔽していました。公表し出すと、2021年から2022年までは顧客情報や物品の政治利用で200人以上の局長が社内処分を受けたり、架空の領収書などによる業務上横領、局内で女性を狙う盗撮、保険業法の販売の認可を取得する前の保険勧誘など、不祥事は枚挙にいとまがないほど顕在化しています。

これらについて、藤本候補が郵便局長としてどのように改善を図ったかこそ監査委員としての資質を担保するのですが、私のように組織にあらがってでも内部告発して解決を図ったようでもないし、それをやれば他者からの評価はよい人ではなくなります。

よい人とは、どうでもいい人だとも言われます。監査は組織の見られたくない面をほじくり返して日に当てるのが仕事で、その意味では議員や記者もそうです。そんな職責を果たせば人から恨みを買って当然であり、畳の上で最期を迎えられるはずがないとの達観した覚悟のない人物を人柄がよいとするのは、職責を果たさないと説明しているにすぎません。

そして今回、教育委員選任議案は提出されているにもかかわらず、取下げが行われています。2020年9月議会でも永野前市長が、自身の家族経営である阪南福祉事業会に勤務する職員を教育委員として内々示で議会に打診してきたので、私はそんな私物化を公表し、上程させなかったことがあります。

教育委員の適任者が見つからず取り下げられるなら、法定定数の2名を割り込んでいない監査委員も私物化でなく、時間をかけて探すべきだと示し、反対討論とします。

なお、会派は仲よしクラブではないこと、個々の議員の民主主義を体現するため、我がにじの会、殿本議員への賛成討論につながります。

#### ○烏野隆生議長

次に、殿本議員。

(10番 殿本マリ子議員登壇)

#### ○10番 殿本マリ子議員

にじの会の殿本マリ子でございます。監査委員選任につき同意を求めるのについて対して、賛成討論をいたします。

にじの会の高比良議員が反対を表明し、同じ会派に所属する私が賛成であることは少々疑問に感じられるかと思えます。しかし、私は藤本氏を以前よりよく存じておりました。藤本氏が監査委員になることに賛成いたします。

先ほど佐野市長が述べられたとおりの方で、私の知る藤本氏は地域活動、ボランティア活動、PTA活動など、多岐にわたり地域に貢献し、また実務経験も豊富で、多くの方々より信頼を得ております。

ただ、佐野市長と同じ郵便局出身で、局長経験者であることから、身内びいきで推薦していると高比良議員は申しておりますが、佐野市長が長年働いた郵便局という職場の中で、この人が監査委員にふさわしい

と考え推薦したものと思います。人生の半分を郵便局一筋で働き、ほかの職場の方のことなどは、やはり人となり分かりません。そういうところで佐野市長も藤本氏を推薦し、ここに監査委員として送っていただいたと思います。

高比良議員は様々な条件を提示しておりますが、藤本氏を知らない議員の方たちも内々示で藤本氏の職歴などを知り、考察し、判断するよりほか手段がないのではと察します。しかし、市民の多くが支持し当選された佐野市長なのですから、その市長が信頼を置き監査委員に推薦した藤本氏を同意することに私は賛成の討論として、終わらせていただきます。ありがとうございます。

#### ○烏野隆生議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。

なお、着席の議員は本件に反対とみなしません。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○烏野隆生議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意されました。

ただいま監査委員に同意されました藤本一善さんから、御挨拶を申し上げたいとの申出がありますので、この際、発言を許します。

(藤本一善さん演壇脇に歩み寄る)

#### ○藤本一善さん

発言のお許しを頂きましたので、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員選任につきまして、議員の皆様への御同意を賜り、誠にありがとうございます。監査の充実強化が求められる中、監査委員に選任されたことに責任、重さを感じているところでございます。監査委員の役割の重要性を深く認識し、研さんを重ね、その重責を全うしてまいる所存でございます。

議員の皆様方、理事者の皆様方には御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが私の御礼の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

#### ○烏野隆生議長

次に、日程第21、市議案第4号選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書及び日程第22、市議案第5号再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書の2件を一括上程します。

本各件について提案理由の説明を求めます。岩崎議員。

(19番 岩崎雅秋議員登壇)

#### ○19番 岩崎雅秋議員

ただいま上程されました市議案第4号及び市議案第5号について、案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

まず、市議案第4号について朗読させていただきます。

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査の結果において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に、賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになった。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定している。このため、社会的な信用と

実績を築いた戸籍姓から望まない改姓をすることで自己同一性を喪失する苦痛や、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用を拡大させる取組を進めているが、ダブルネームを使い分ける負担の増加や、社会的なダブルネーム管理コスト及び個人識別誤りのリスク増大のほか、一部の資格証では旧姓の使用が認められていないなどの問題も指摘されている。そもそも旧姓の通称使用は、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはならない。

少子高齢化が進む現代では、一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人も少なくなっている。また、民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚化や少子化につながる要因にもなっている。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は日本政府に対し、女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。

さらに、平成27年12月に続き令和3年6月の最高裁大法廷において、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、制度の在り方については国会で論ぜられ判断されるべきであるとされたところであるが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。

よって国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月4日

岸和田市議会

次に、市議案第5号について朗読させていただきます。

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

近年、再審事件の動向に関する報道などにより、再審やえん罪被害に対する社会の関心が高まり、日本弁護士連合会などからも再審の手続を定めた法律（刑事訴訟法第4編再審、以下「再審法」という。）の問題点が指摘されている。これまで我が国では、憲法に多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることで、えん罪の発生を防止してきた。しかしながら、ときに誤判が生じるおそれは払拭できない。現在、誤判により生じたえん罪に苦しむ者やその家族が救済を待ち望んでおり、速やかな再審法改正が求められている。

2014年（平成26年）に静岡地方裁判所で再審開始決定がなされた袴田事件では、検察官の抗告によって再審開始決定からその確定まで9年が経過している。検察官の不服申立てによって、再審請求審が長期化する事例は多々あり、とりわけ袴田事件についていえば、すでに高齢となった袴田氏の状況を考えると、審理の長期化は深刻な人権侵害というべきである。誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法に規定が設けられているが、再審が認められることは稀であり、えん罪被害者の救済は容易には進んでいない。

その要因として、刑事訴訟法の再審に関する規定がわずか19条しか存在しないという制度上の問題があり、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量があまりにも大きいことが指摘されている。その中でも、特に重要な課題として、再審請求手続において証拠開

示規定が存在しないこと、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点がある。

このうち、再審請求手続における証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の制定過程において、問題点が指摘され、同法附則第9条第3項において、政府は同法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示等について検討するものと規定されているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、更に審理が長期化し、えん罪被害者の救済が遅延することが指摘されている。そして、再審請求手続における手続規定に関しては、再審法に規定が少なく、とりわけ審理の在り方については、裁判所の広汎な裁量に委ねられている。そのため、裁判所の訴訟指揮により大きな差が生じうるため、再審請求手続における手続規定を整備する必要があるとの意見もある。

よって、国におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、本意見書を提出する。

令和7年7月4日

岸和田市議会

以上、議員各位の満場の御賛同をお願いし、市議案第4号及び市議案第5号の提案理由の説明といたします。

#### ○烏野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。宇野議員。

#### ○12番 宇野真悟議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております市議案第4号及び市議案第5号の2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

ただいまお聞きのとおり、宇野議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。

まず、市議案第4号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

討論なしと認めます。

これより市議案第4号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

#### ○烏野隆生議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、市議案第5号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

討論なしと認めます。

これより市議案第5号を採決します。

お諮りします。本件は、原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ○烏野隆生議長

次に、日程第23、市議案第6号緊急避妊薬を全面的に薬局販売（スイッチOTC化）し、必要とする全ての人のアクセスを保障するよう求める意見書及び日程第24、市議案第7号片目失明及び片耳難聴を障がい認定するよう求める意見書の2件を一括上程します。

本各件について、提案理由の説明を求めます。高比良議員。

（5番 高比良正明議員登壇）

#### ○5番 高比良正明議員

ただいま上程されました市議案第6号及び市議案第7号について、案文の朗読をもって提案理由の説明とします。

まず、市議案第6号について朗読いたします。

緊急避妊薬を全面的に薬局販売（スイッチOTC化）し、必要とする全ての人のアクセスを保障するよう求める意見書

緊急避妊薬（通称：アフターピル）は、性暴力被害を含め、避妊せずに行われた性交または避妊手段が適切かつ十分でなかった性交からなるべく早く、72時間以内に内服することで、高い確率で妊娠を避ける薬である。

WHO（世界保健機関）は緊急避妊薬の入手は女性の権利とし、「必要とする全ての女性・少女がアクセスできるようにすべき」と勧告している。

しかし、日本では原則、医師の処方箋が必要で、価格も厚生労働省調査でも1.5から2万円と高額である。

2017年にはスイッチOTC化は時期尚早と結論づけられたものの、厚生労働省は2021年に処方箋なしのOTC化の検討を始め、2020年12月の第5次男女共同参画基本計画において、「処方箋なしに緊急避妊薬を利用できるよう検討する」ことが盛り込まれ、さらに2021年5月にOTC化を望む市民団体からの新たな要望を受け、再度議論が開始され、同年11月から「緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業」が実施され、薬局での試験販売が始まっている。

しかし、指定の薬局は2023年の販売当初、全国で僅か145薬局にとどまっていたところ、2024年9月においても339薬局のみであり、日本の薬局約6万軒の1%にも満たない。さらに販売対象を16歳以上に限り、18歳未満は保護者の同意と同伴を必要としている。

世界では約90の国・地域で、緊急避妊薬を医師の処方箋なしに薬局で入手できる。日本を除くG7各国では800円から5000円程度で購入可能であり、フランスやドイツなど、若年者は無料で入手できる国もある。

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスアンドライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、自分の意思が尊重され、自分の体のことは自分で決めるという基本的人権である。

避妊や家族計画は女性の健康管理に不可欠・重要であり、意図しない妊娠を防ぐこ

とは児童虐待死の減少につながる。

厚生労働省は本件O T C化について、2022年12月末から、1か月間パブリックコメントを実施したところ、通常は10件弱だが、今回は異例の4万6312件が届き、そのほとんどが賛成だったことを2023年5月12日、明らかにした。そのうち、O T C化の反対は412件で、賛成が4万5314件だった。

これらのことに照らしても、緊急避妊薬を必要とする全ての人々が安心安全に入手できる制度の構築が早急に求められている。

よって、政府においては、緊急避妊薬を全面的にO T C化し、必要とする全ての人々のアクセスを保障するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月4日

岸和田市議会

次に、市議案第7号について朗読いたします。

片目失明及び片耳難聴を障がい認定するよう求める意見書

現行の厚生労働省の「視覚障害者」の認定条件では「視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの」が6級と規定されており、両眼の視力と視野の制限によって行われるため、たとえ片眼を失明していても、他眼に0.6を超える視力があれば障がい者として認定されない。

これは、片目の機能全廃であり、日常生活に困難が生じることは言うまでもなく、上肢欠損に至らない指の欠損障がいにおいても、障がい認定がなされることを鑑みれば、不合理極まりないことは明白である。

隻眼の場合、自動車の運転免許では、大型一種、二種全般、中型一種、けん引免許が取得できず、更新時には取り消される。警察官、自衛官、消防士、鉄道運転士への

就職の道も断たれる。

また、隻眼となった眼球が多少でも残っている場合、義眼の装着は、医療行為として健康保険適用となる場合があるにもかかわらず、美容目的と判断されていることも理不尽である。

同様に、片方の耳が聴覚機能を失調しても、視力同様、両耳の聴力レベルが「①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの、②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの」であれば障がい認定要件を満たさないため、他耳が健聴であれば障がい者として認定されない。

自動車運転免許等においては、隻眼者よりも条件は緩和されているものの、職種については同様に制限がある。

日本は2014年、「障害者の権利に関する条約」を批准し、それに伴う国内法整備として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を2013年に制定している。同法第1条（目的）では、「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」とある。

医師法などでは、視覚・聴覚障がいがある絶対的欠格条項であったところ、2001年改正で相対的欠格条項となったが、栄養士法、製菓衛生師法、調理師法、検察審査会法のように欠格条項を全廃するに至ってはいない。

障がい者欠格条項は、障がいを理由に国が法律で権利を制限する制度であり、これについても前述の条約、法の趣旨に基づき、全廃に向けて改正すべきである。

よって、提起した事案に対処するため、具体的施策を検討の上、以下のとおり早急

に措置を講じることを求める。

片目失明者及び片耳難聴者を障がい者に認定するよう、現行の視覚障がい者及び聴覚障がい者の認定基準の見直し又は新たに身体障害程度の等級を設定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月4日

岸和田市議会

以上、市議案第6号及び第7号の提案理由の説明といたします。

**○烏野隆生議長**

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。河合議員。

**○6番 河合達雄議員**

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題になっております市議案第6号及び市議案第7号の2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

ただいまお聞きのとおり、河合議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

質疑なしと認めます。

まず、市議案第6号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

討論なしと認めます。

これより市議案第6号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本件に反対とみなしません。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○烏野隆生議長**

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、市議案第7号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

討論なしと認めます。

これより市議案第7号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本件に反対とみなしません。

お諮りします。本件については、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○烏野隆生議長**

起立全員です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○烏野隆生議長**

次に、日程第25、特定事件の継続調査申出についてお諮りします。

御配付しております別紙のとおり、議会運営委員会から特定事件の継続調査の申出がありましたので、この際、議会閉会中も継続して調査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会に係る特定事件の調査に関しては、議会閉会中も継続して調査することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は滞りなく全て議了されました。

連日にわたり重要諸議案を慎重に御審議賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第2回岸和田市議会定例会を閉会します。

午前11時01分閉会